

回答自治体名： 新潟市

担当課室： 水道局 経営管理課

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のまま構いません。

① 指定廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

● 国による速やかな処分について

- ・本市では、浄水場構内において指定廃棄物（浄水汚泥）の保管を継続しているが、近隣住民からは、速やかな処分を求められている。
- ・保管にあたっては、定期的な空間線量の測定・公表など、近隣住民の安全確保には万全を期しているが、処分が完了するまでは、近隣住民の不安を完全に払拭することはできない。
- ・一方、国の当初の処理方針（H24.3.30）では、平成26年度末を目途として、排出された都道府県内に最終処分場などを確保するとされていたが、新潟県においてはこれに関して、未だ何の進展も見られないのが現状である。
- ・最終処分場などの確保が非常に困難であることは承知しているが、国の責任において一刻も早く処分できるよう強く要望する。
- ・また、近隣住民に対しては、これまで、公表された当初の目標期限（平成26年度末）を示して説明してきた経緯もあることから、近隣住民の不安を少しでも緩和できるよう、処分期限などに関する一定の見通しを早急に示していただきたい。

② 対策地域内廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

.....

.....

.....

③ 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

● 汚染レベルの低い廃棄物の処理促進について

- ・ 特定廃棄物以外の汚染レベルの低い廃棄物は、基本的には廃棄物処理法に則って処理することとされているが、本市では、特定産業廃棄物を含めて現在も保管を継続している。
- ・ ただし、保管量が増え続けて浄水処理に支障を来たすことを回避するため、現在発生している200Bq/kg以下の浄水汚泥は処理方策を確立しており、保管分は概ね200Bq/kg超のものである。
- ・ これは、新潟県の処理方針として、浄水汚泥中の放射性濃度レベルに関わらず、東京電力㈱への全量引取りを要請していることから保管を継続せざるを得ない状況にあるもので、これについても、指定廃棄物と同様に近隣住民からは速やかな処理を求められている。
- ・ 処理方法を問うものではないが、一刻も早く国と新潟県で統一した処理方針を示し、これに沿った処理が進むよう調整をお願いしたい。

ご協力ありがとうございました。